

鹿屋市監査委員監査基準の一部を改正する告示

鹿屋市監査委員監査基準（令和２年鹿屋市監査委員告示第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第９号中「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項」に改める。

附 則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。